

第12回「これからの医業経営の在り方に関する検討会」議事次第

日 時 平成15年2月4日(火)
10:30~12:30
場 所 厚生労働省専用第22会議室
(18階)

1 開 会

2 論点整理2

3 質 疑

4 閉 会

議 題

(1) 論点整理2

- ① 医療法人の永続性・公益性を高める方策
- ② 附帯業務規制の緩和

(2) その他

「これからの医業経営の在り方等に関する検討会」 最終報告取りまとめに向けた論点整理（その2）

1 医療法人の永続性・公益性を高める方策

(1) 現状

[平成14年3月31日現在]

- 医療法人： 35,795
 - うち財団型 399
 - 社団型 35,396 (持分あり 35,088 / なし 308)
 - ※ 社団で持分のあるものが99%を占める

- 特定医療法人（昭和39年創設）： 325
 - ※ 法人税軽減税率22%適用

- 特別医療法人（平成10年創設）： 24
 - ※ 経営の安定性の確保を図る観点から、公的な運営を確保するための一定の要件を満たすことを条件に、その収益を医業経営に充てることを目的とした収益業務を実施できる法人類型として第三次医療法改正時に創設されたものの、あまり普及していない。

(2) 議論の方向

- ① 社団形式における持分の取扱
 - 「医療法人制度は創設以来50余年を経て、世代交代に際して医療法人の存続そのものが脅かされる事態を招いている。持

分に含まれる払戻請求権が高齢化した社員や、死亡した社員の相続人により行使されるようになったためである。」との指摘と、これに対処する方策としての出資額限度法人（社員の払戻請求権を出資額にのみ制限した定款を有する社団医療法人）の創設について、どのように考えるか。

- ◇ 特定医療法人、特別医療法人、（一般の）医療法人との相互関係（それぞれの法人類型の公益性の評価）や、「出資額のみ限定された払戻請求権」の意味（投下資本の回収を最低限確保しつつ、剰余金の配当禁止規定との整合性を図ることか。）の整理。
- ◇ 定款のみの変更によるものとし、法制化は不要か。あるいは、税制面での対応（定款変更した後に社員に相続、譲渡等があった場合の取扱、出資額を超える分の払戻を免れることとなる法人の受贈益課税の取扱等）の明確化のためにも、法制化を図るべきか。
- ◇ こうした税制面の措置に欠かせない高い公益性の確保のため、特別・特定医療法人との対比から、どのような要件を設けるべきか。

② 公益性の高い特別・特定医療法人の普及

- 医療の非営利性の趣旨を徹底する趣旨からも、特別医療法人や特定医療法人（これらは、既存の持分の定めのある社団医療法人が持分のない法人に移行するための機能を併せ有している。）を普及していくことが必要ではないか。
- そのため、次のような措置を講ずることとしてはどうか。

イ 特別医療法人制度について

- ◇ 公益性を損なわない範囲で、現在の厳しすぎる規制（特定医療法人よりも厳しい部分あり）を緩和し、通常の医療

法人が移行しやすくするべきではないか。

◇ そのため、例えば、次のような措置を講ずるべきと考えるがどうか。

- ・ 医療施設（緩和ケア病床など特定の病床を含まなければならないこと）、収入等に関する規制の緩和
- ・ 収益事業規制の大幅な緩和（例えば、収益事業規制をネガティブリスト化し、一定の医療機関として不適切な業務を除き認めること）

□ 特定医療法人制度について

◇ 法人税について軽減税率が適用されている税制上の制度であることから、大幅な要件緩和は困難であるが、近年の療養環境改善のニーズ等を踏まえ、差額ベッドに関しては、一定の要件緩和が必要と考えるがどうか。

2 附帯業務規制の緩和

(1) 現状

- 医療法人は、その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、(別紙)の業務を行うことができる。

(2) 議論の方向

- 医療法人が、本来業務の持つ人材、施設、設備やノウハウ等を活用した業務のうち一定のものを附帯業務として行えることとしてはどうか。
- 具体的に、医療法第42条第1項第6号の「保健衛生に関する業務」として、どのような業務を新たに認めるべきか。

(例)

- ・ 在宅医療や在宅介護の推進に資する事業
- ・ 配食サービス、診療報酬請求事務等の請負業
- ・ 医療情報サービス事業

種類別医療法人数の年次推移

年 別	医 療 法 人						特定医療法人			特別医療法人		
	総 数	財 団	社 団			一人医師 医療法人 (再掲)	総 数	財 団	社 団	総 数	財 団	社 団
			総 数	持 分 有	持 分 無							
昭和 4 5 年	2,423	336	2,087	2,007	80		89	36	53			
5 0 年	2,729	332	2,397	2,303	94		116	41	75			
5 5 年	3,296	335	2,961	2,875	86		127	47	80			
6 0 年	3,926	349	3,577	3,456	121		159	57	102			
6 1 年	4,168	342	3,826	3,697	129	179	163	57	106			
6 2 年	4,823	356	4,467	4,335	132	723	174	58	116			
6 3 年	5,915	355	5,560	5,421	139	1,557	179	58	121			
平成 元 年	11,244	364	10,880	10,736	144	6,620	183	60	123			
2 年	14,312	366	13,946	13,796	150	9,451	187	60	127			
3 年	16,324	366	15,958	15,800	158	11,296	189	60	129			
4 年	18,414	371	18,043	17,877	166	13,205	199	60	139			
5 年	21,078	381	20,697	20,530	167	11,665	206	60	146			
6 年	22,851	381	22,470	22,294	176	17,322	210	60	150			
7 年	24,725	386	24,339	24,170	169	19,008	213	60	153			
8 年	26,726	392	26,334	26,146	188	20,812	223	63	160			
9 年	27,302	391	26,911	26,716	195	21,324	230	64	166			
1 0 年	29,192	391	28,801	28,595	206	23,112	238	64	174			
1 1 年	30,956	398	30,558	30,334	224	24,770	248	64	184			
1 2 年	32,708	399	32,309	32,067	242	26,045	267	65	202	8	2	6
1 3 年	34,272	401	33,871	33,593	278	27,504	299	65	234	18	3	15
1 4 年	35,795	399	35,396	35,088	308	28,967	325	67	258	24	5	19

注：平成8年までは年末現在数、9年以降は3月31日現在数である。

資料：厚生労働省調べ

特別医療法人と特定医療法人の比較

	特別医療法人	特定医療法人
法人の種類	○財団又は持分の定めのない社団 ○解散等した場合の残余財産は国等に帰属	○同左 ○同左
医療施設の規模	○特定の病床（緩和ケア病床など省令で定める9種のうちのいずれか）を有すること ○次のいずれかの要件を有すること ・患者40人以上の収容施設を有すること ・救急告示病院であること ・その他公益の増進に著しく寄与	×（病床規制なし） ○同左
収入要件	○社会保険診療に係る収入金額が全収入の80%超であること ○自費患者は社会保険診療と同一の基準により計算すること ○医療収入の金額は直接経費の1.5倍の範囲であること ×（差額ベッド規制なし）	○同左 ○同左 ○同左 ○差額ベッド比率20%、平均5000円以下 <u>（※15年度より比率30%のみに緩和）</u>
法令違反事実の有無	○医療に関する法令に違反する事実その他公益違反の事実がないこと	○同左
特別利益付与の禁止	○役員等に対し、施設の利用、金銭貸与、資産の譲渡等その他財産の運用及び事業の運営に関し特別の利益を与えないものであること ○役員等に対する給与支給額は、年3600万円以下であること	○同左 ○同左
同族要件	○3分の1以下であること	○同左
効果	○収益業務の実施 ×（30%） ○持分がないため相続税課税なし	×（収益事業は認められない） ○法人税軽減税率（22%）適用 ○同左
移行時の課税関係	○課税関係は生じない	○同左

特別医療法人の収益事業

特別医療法人は、その開設する病院等の業務に支障のない限り、定款等の定めるところにより、その収益を病院等の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める収益業務を行うことができる。(医療法第42条第2項)

〔特別医療法人が行うことのできる収益業務〕

- ① 医薬品及び医療用具等の販売
- ② 寝具等貸付業
- ③ 飲食店業（一般飲食店に限る）
- ④ 配食サービス業及び医業経営相談その他医療関連サービス業
- ⑤ 患者等の搬送業
- ⑥ 医療情報サービス業
- ⑦ 保険医療福祉に関する出版業
- ⑧ 理容業
- ⑨ 美容業
- ⑩ クリーニング業
- ⑪ 公衆浴場業
- ⑫ 遊休資産を活用した駐車場業

○ 次の各要件をみたすことが必要

- 1 一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上業務と認められる程度のものであること。
- 2 医療法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるものでないこと。
- 3 経営が投機的に行われるものでないこと。
- 4 当該業務を行うことにより、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「病院等」という。）の業務の円滑な遂行を妨げるおそれがないこと。
- 5 当該医療法人以外の者に対する名義の貸与その他不当な方法で経営されるものでないこと。

医療法人の業務範囲

○本来事業

病院、医師又は歯科医師が常時勤務する診療所又は老人保健施設の開設

○附帯事業

医療法人は、上記事業に支障のない限り定款又は寄付行為の定めるところにより附帯業務として、次の業務を行うことができる。（医療法第42条第1項）

- 1 医療関係者の養成又は再教育
- 2 医学又は歯学に関する研究所の設置
- 3 医療法第39条1項に規定する診療所以外の診療所の開設
- 4 疾病予防運動施設
- 5 疾病予防温泉利用施設
- 6 保健衛生に関する業務
 - ① 薬局
 - ② 施術所
 - ③ 衛生検査所
 - ④ 訪問看護事業（訪問看護ステーション）
 - ⑤ 介護福祉士養成施設
 - ⑥ ケアハウス
 - ⑦ ホームヘルパー養成研修事業
 - ⑧ 難病患者等居宅生活支援事業（ホームヘルプ、短期入所事業）等
- 7（1）社会福祉事業法に規定する第二種社会福祉事業のうち厚生労働大臣が定めるもの実施（平10.2厚生省告示第15号）
 - ① 児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業又は児童短期入所事業
 - ② 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は痴呆対応型老人共同生活援助事業及び老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを経営する事業
 - ③ 身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業又は身体障害者短期入所事業
 - ④ 知的障害者居宅介護等事業、知的障害者短期入所事業又は知的障害者地域生活援助事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業
- （2）精神障害者社会復帰施設の設置、精神障害者地域生活援助事業の実施

株式会社を始めとする民間経営方式の長所 を取り入れた医療法人制度の改善方策

株式会社参入の長所	医療法人制度における改善方策
資金調達面の多様化（直接金融のメリットを生かせる）	<ul style="list-style-type: none"> ○資金調達を多様化 <ul style="list-style-type: none"> ・間接金融型調達手段の充実（融資に加え、プロジェクトファイナンス、証券化、小口化等） ・病院についての信用保証や病院債の研究・検討 ・近代化補助金や社会福祉・医療事業団融資の在り方の検討 ・銀行が融資しやすい経営情報開示のための基盤整備（医療機関の経営内容を適切に評価する指標・方策の研究、経営情報開示など） ○なお、医療法人制度の非営利性については、更に徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・事実上の配当禁止の強化 ・営利法人による事実上の経営支配の排除推進 など
徹底した患者ニーズの把握による患者サービスの向上等の患者満足度の向上、消費者の選択幅の拡大、享受するサービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機能評価の受審促進 ○広告規制の更なる緩和などの医療情報提供の拡大による医療機関相互の質の面での競争促進 ○患者に対する情報開示促進や患者満足度調査実施など患者志向型の病院経営を通じた効率的で質の高いサービス提供の推進
管理・事務スタッフ等必要な人材を投入、経営マインドを発揮した効率的経営と優れた運営ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ○医療法人の理事長要件を緩和（昨年4月、医師以外の経営ノウハウをもった人材を理事長に登用することが可能） ○効率的経営の推進のための経営管理機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・経営執行における責任分担制の推進 ・根拠に基づく経営の執行 ・経営的観点からの組織横断的部門の創設 ・人事機能の強化 ・コスト管理の徹底 ・IT化による院内情報管理体制の構築 ・利益管理体制の強化 ・監査機能の拡充 ・外部委託推進 など
経営情報開示	<ul style="list-style-type: none"> ○特定医療法人、特別医療法人等について、決算書の開示を求める通知を発出（昨年4月）。 ○企業会計原則に基づいた新たな病院会計準則の策定・普及 ○医療機関の経営内容を適切に評価する指標・方策の研究等により、医療機関の経営情報の開示のための基盤整備

※株式会社参入の長所欄は、「規制改革の推進に関する第2次答申」（総合規制改革会議）等による。